



名寄市男女共同参画セミナーを開催しました

平成30年12月16日(日)に、日本舞踊家の若柳梅京さんを講師に迎え、名寄市男女共同参画セミナーを駅前交流プラザ「よるーな」で開催しました。

第1部の「男女ともに輝くグローバル社会を目指して」をテーマにした講演会には100人以上が参加しました。



若柳梅京さん

若柳さんは国際的に活躍された自身の経験を中心に講演し、「15歳の時に単身でアメリカに渡り、学校の文化祭で着物を着て日本舞踊を踊ったら、自分の国の文化やア

イデンティティを大事にしていることを尊敬され認められた」と尊敬されることがグローバル社会では大事だと強調しました。

また、1998年の長野オリンピックに本部と日本の調整役として携わったことに触れ、「当時、まだ就学前の子を育てながら働く自分をIOC(国際オリンピック委員会)事務総長がいろいろと配慮してくれたが、男性と同じ仕事をしたいと思っていた自分にとっては、この配慮は逆差別だと訴え業務に当たった。90年代、働く女性というのは珍しく、しかも子どもがいて働く女性はとても珍しい時代だった」と講演しました。

参加者は若柳さんのユーモアあふれる講演に聞き入り、男女共同

参画について考えることができました。

第2部の意見交換会には約30人が参加し、4グループに分かれて「男性も女性も自分らしく生きていくためには、今、私たちができること～家庭で、職場で、地域で」をテーマに意見交換を行いました。グループワークは終始活発に進み、各グループ発表では男女共同参画社会実現に向けたアイデアを参加者で共有することができました。



グループワークの様子

問い合わせ 企画課男女共同参画担当(名寄庁舎3階) ☎01654③2111(内線3309) ✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

賃貸住宅トラブル

ハウスクリーニング代を全額請求?

名寄市消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575



3年間住んだアパートを退去する時に、大家からハウスクリーニング代全額を請求された。契約書には「借主(入居者)は、明け渡しの際に原状回復しなければならない」と書かれている。普段からきれいに使っているのに全額負担に納得いかない。(30代男性)



- ◆原状回復とは入居時の状態に戻す事ではありません。普通に暮らしていれば生じる程度の物件の傷みや汚れなどの自然損耗は家主側の負担と考えます。故意に付けた傷や、長期間清掃を行わなかったためについた油汚れは、入居者が負担するのが原則です。
- ◆契約書に「特約」として「退去時のハウスクリーニング代は、敷金から補てんする」など原則以上の負担を入居者に求めた例もあり、この場合は「特約」が優先されます。契約書は、よく理解し、不明な点は確認を取りましょう。
- ◆退去時に示された原状回復費用の内訳について、家主側に十分な説明を求めましょう。
- ◆家主側との話し合いによる解決が難しい場合、民事調停や少額訴訟等の手続きもあります。
- ◆少額訴訟など裁判時は、国土交通省の原状回復のガイドラインを参考にしましょう。



困ったときは消費生活センターに相談ください。

詳しくはこちら

原状回復のガイドライン

